

京都市職員定数条例の一部を改正する条例(平成25年3月29日京都市条例第53号)

(行財政局人事部人事課)

事業内容及び業務執行体制の見直し等に伴い、次のとおり職員の定数を改定することとしました。

種 別	改 正 前	改 正 後	差 引 増 △ 減
市長の事務部局及び 市長の所管に属する 教育機関の職員	7,905 人	7,887 人	△18 人
議会の事務部局の職員	35	36	1
教育委員会の事務部 局及び教育委員会の 所管に属する教育機 関の職員	2,233	2,209	△24
消 防 職 員	1,879	1,845	△34
公 営 企 業 の 職 員 水道事業(公共下水 道事業を含む。)	1,419	1,389	△30
職 員 の 定 数	15,059	14,954	△105

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

京都市職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第53号

京都市職員定数条例の一部を改正する条例

京都市職員定数条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「7,905人」を「7,887人」に改め、同項第2号中「35人」を「36人」に改め、同項第5号中「2,233人」を「2,209人」に改め、同項第8号中「1,879人」を「1,845人」に改め、同項第9号イ中「1,419人」を「1,389人」に改め、同項中「15,059人」を「14,954人」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)